

スイスのスポーツについて

千葉大学教養部 片山孝重

1979年10月、11月にかけ、約一カ月間、西ドイツ、スイス、オーストリア、イギリス四カ国のスポーツ連盟およびスポーツカウンシルの訪問の機会を日本体育協会から与えられ、各国のスポーツに関する少しばかりの情報を得ることができました。私に与えられた大きな任務は西ドイツ（ホフガイスマー）において開かれた青少年とスポーツに関するセミナーへの参加、発表であったのですが、西ドイツに関する情報はかなり多くの人によって与えられているので、ここでは、私が興味深く感じたスイスのスポーツに関するレポートを試みたいと思います。

1. スイス・スポーツの歩み

スイスのスポーツについては複雑なところが多いのですが、ごく簡単にスポーツの歩みについてふれていくことから始めてみたいと思います。

1812年ごろ器械体操を中心とした体操クラブが誕生、1850年には多種のスポーツ活動をするクラブが出現しています。これら二つのクラブはスポーツ活動することを目的とした中立のクラブであったわけですが、その後、1875年になると社会政策的なスポーツ団体ができました。

そして1920年ごろからは宗教を中心とした、すなわちヨーロッパによくみられる傾向ですがカトリック、プロテスタントに代表されるスポーツ団体が出現してきたのです。以後、近代五種、射撃、馬術、フェンシング、水泳、クロスカントリーといった種目を扱う軍隊スポーツも現われ、また、学生のスポーツ団体も結成されていっています。こういったいくつかの段階を歩み、現在は、みんなのためのスポーツという観点から、中立のスポーツクラブやカトリックスポーツクラブ、労働者を中心としたスポーツクラブ、軍隊のスポーツなどを中心にスポーツが形成されています。

2. スイス・スポーツの構造

スイスのスポーツは「民間スポーツ」と、軍隊スポーツ、義務としての学校体育の含まれる「行

政スポーツ」の二領域に分類できます。ローカルの段階では先に示した多数のスポーツクラブが存在し、カントン（日本の県レベルに相当？）の段階では、これらのスポーツクラブが連盟にひとまとめにされています。そして全国段階になると70の種目別競技団体として統轄され、これら全ての連盟がスイス・スポーツ連盟に統轄されています。学校教育については原則的にはカントンが責任を負っているのですが体育については例外で、1874年に制定された第二の憲法によって以来、途中少しの変更はみられたが将来の兵役に対する事前訓練という性格を持たせられていることから現在は軍事省の管轄下におかれています。しかし2年後には文部省の管轄になる予定であるとのこと。学校体育と軍事省の関係を、今少し説明するとさきほど示した憲法により、将来の軍隊兵役を考慮し、学校において週二時間のスポーツと体操をすることが男子生徒に義務づけられたことに始まっています。1970年には、週三時間・女子も対象とされたことから学校体育については軍事省の方からなお一層強いコントロールを受けるようになり、今日に至っています。

軍隊におけるスポーツが盛んな点でも特徴のある国といってよいと思いますが、これらについても軍事省のコントロール下にあるわけです。

3. カントン（特にシュヴィツ）のスポーツ

スイスの国の構造は連邦制をとり、各カントンの独立性が非常に強いわけですが、まず、カントン・シュヴィツの概要について紹介することから始めます。

面積908km²、人口95,000人、スイスカントンの中で13番目の規模を有し、30の市町村が含まれています。大きな市としては、シュヴィツ（人口12,000人）・アイジーデルン（10,000人）などがありますが、100人以下の小さな村もあります。

カントン政府には、議会はないが、7～9人の

メンバーから成る内閣のようなものがあります。従って議員制度もないわけで、住民=議員という関係が成り立ち、定められた基準外に関する事項についてはすべて国民投票に是非を問う仕組みになっています。カントン・シュヴィッツにおける7人から成る内閣の中にスポーツ関係の大巨も含まれており、教育関係の者がこれにあたっている現状です。

(b) カントン・体操・スポーツ局の位置づけと役割

カントン・体操・スポーツ局（以下、カントンスポーツ局）の国の中での位置づけについては、スイスにおいては文部省といったものではなく、現在のところ軍事省そして連邦スポーツマグリゲンの下に位置づけられています。しかしカントンシュヴィッツにおける体操・スポーツの関係は、教育部門のもとに置かれています。カントンスポーツ局の役割については、連邦法に基づき定められたカントンの条令に沿って行政サイドの立場からスポーツを推進・育成することにあるわけです。民間のスポーツ団体については言うにおよばず、小・中学校の体操・スポーツについても教育局からの条令に従って扱っています。また、このスポーツ局では、カントン内におけるスポーツ施設のコンサルタントの役割も果たしたり、スポーツトについても扱うなど、少ない職員で非常に広範な活動をしています。次に、これら広範なスポーツ育成活動の支えとして見のがすことのできない二部門からなる専門委員会について紹介します。この専門委員会は行政側とカントンにおける諸連盟の代表により構成されていて政府に対して忠告・アドバイスする諮問機関としての機能を果たしています。「青少年とスポーツ」委員会では行政側とこの分野の活動を実施していくカントン諸連盟との調整役を果たし、「学校体育」委員会では、学校体育専門家と行政側代表で構成され、教育局に対する補佐的役割を發揮しています。

(c) カントン・シュヴィッツの民間スポーツ

民間スポーツ団体は、スポーツを実際に行なうところで行政の方がこれを推進していく仕組みになっています。カントン・シュヴィッツス

ポーツ連盟を頂点に、諸連盟・各地域の体操とスポーツクラブが組織されているわけです。カントンスポーツ連盟の大きな役割は、各連盟・クラブの調整役にあるといえます。これらの連盟やクラブへの補助金は、スポーツかけ金から上がってきて、トト委員会で管理される資金によって出されます。しかしながら、学校体育の施設等は、税金それにカントンからの補助金で設けられ、スポーツトとは関係を持たない仕組みになっています。

(d) スポーツト委員会

連邦政府では、スポーツ振興助成金の捻出方法としてスポーツトを認めています。これをとおして得られた収益のすべては、民間スポーツ団体に支出される制度になっています。トトの対象種目は、サッカーが主で、他に、競馬、スキー、アイスホッケーなどがあります。こうしたスポーツかけ金を実際に扱う団体は民間の団体ですが、カントンの許可を受けたものだけが活動できる仕組みです。ちなみに、1978年におけるスポーツかけ金の収益は全国で、1,950万スイスフランにのぼります。この収益は、トト運営に要した経費を差し引き、スポーツ振興資金として、SLS（全国レベルの民間スポーツ連盟）に1/4、そして、各カントンの人口とスポーツ参加率による比率でもって、各カントンに分配されるのです。大都市を抱えるチューリヒには380万スイスフランが、シュヴィッツには250万フランが、1978年に分配されています。各カントンでは、この分配金をスポーツ振興助成金として、各連盟やクラブの要請により支出するわけですが、分配方法についてはカントン内で規定が設けられています。

スポーツト委員会はこれらのスポーツかけ金から上がってきた資金の管理を任せられた委員会で、カントン政府の方から任命された委員、行政側3・民間連盟代表7の計10名により構成されています。

この委員会も先に上げた「青少年とスポーツ」委員会、「学校体育」委員会同様に、政治レベルの専門委員会ととらえてよく、政府に対する諮問機関になっているわけです。カントン・シ

ュヴィッツにおいては毎春に、各連盟・クラブよりの資金援助申請が出されていますが、

1979年には202のクラブより申請が出されたとのことです。

4. 地域のスポーツクラブ

地域のスポーツクラブについて、私が訪問した町(アイジードルン)の様子を紹介します。この町のスキークラブからは札幌オリンピックの際、距離競技で二人のメダリストが誕生しています。この町で代表的なスポーツクラブ(以下、クラブ)は、中立のエーターファオと、カトリック系のカーターファオの二つの体操クラブです。これらのクラブの活動種目は、器械体操、新体操、レスリング、ハンドボール、コルプバル(ボール)などです。スイスの場合、このような複合種目のクラブが多くみられますが、これらのクラブの目指すところは、みんなのスポーツです。他に単一種目のクラブとして、先に上げたスキークラブや、バレーボールクラブ、テニスクラブ、アイスホッケークラブ、サッカークラブなどのいくつかが存在しています。

クラブの活動について少しふれます。エーターファオは会員500~600名を有する大きなクラブで、活動種目は体操を中心として幅広いが、実際の活動では、大きなグループをいくつか形成し、会員が同一のプログラムを消化するといった形で進められているようです。一方、カトリック系のカーターファオは150名ぐらいの会員を持つクラブですが、実際の活動プログラムでは個人個人で身体を動かし、トレーニングを主たる目的とした内容が組み込まれているのが特徴的でした。これら二つのクラブに比べ、単一種目のクラブでは、会員数はやや少ないが、活動内容はどちらかといえば、競技的なスポーツ志向に基づいたものが多く感じられます。特に、サッカークラブなどでは、8才ぐらいからリーグ形式のクラブ対抗試合が組まれているほどです。

これらいづれのクラブにおいても、パッシブな会員を抱えており、これらの者もクラブ員として登録されている点で特徴があるといえます。

次にこれら各クラブ間の協力体制についてスイスの国の特殊な事情から述べる必要がありますので、ふれておきたいと思います。一般的に、クラ

ブ間の協力の体制強化は活動の活発化をはかる上で重要なことですが、スイスにおいては特に、スポーツ施設建設等活動の場を設けることに対しては、市民の多くの賛成を得る必要があるといった事情から特に強調されなくてはならないのです。例えば、スポーツ施設建設については、市民の賛否を国民投票により問う必要があります(余暇施設については、カントンではなく市町村レベルで建設される)一クラブの力だけではとても願いが叶えられないことが多く、スポーツを愛好し、活動する同胞としての多くのクラブが共通の意志を持つことの必要性があり、協力の重要性が強調されるわけです。こういったことからいくつかの地域では各クラブの利益を代表するためにクラブ連絡評議会などが設けられています。

5. 連邦マグリゲン・スポーツシュレ

マグリゲン・スポーツシュレは国立ですが、これには、国、スポーツ連盟、ビール市が協力・参画しています。新設された体育館、全天候陸上競技場、研究所などは、スポーツ連盟の方から資金が出され、用地についてはビール市からの提供によるものであるとのことです。スポーツ施設は先に上げた施設の他に、いくつかの小体育館(体操場など)、ハンドボール・サッカー場、それに研究所に隣接した陸上トラックなど非常に広範な土地に散在する形で設けられています。研究施設ではスポーツ生物学、スポーツ医学、スポーツ心理学、スポーツ教育学などの分野が扱われていますが、最近ではドーピングの研究で世界の注目をあびています。宿泊施設も完備されていて、このシュレで実施される各種行事の参加者が利用できるようないくつかのコテージに分散してベッドが用意されています。次に、スポーツシュレの役割りについてふれてみます。

シュレの運営方針は、④養成・研修 ⑤研究 ⑥事務の三点を基本としてなされるよう連邦法によって定められています。それぞれの内容について示すと次のようになります。④には、「青少年とスポーツ」「軍隊スポーツ」の指導者の養成、スポーツ教師・コーチの研修が含まれ、⑤には、スポーツに関する生物学、医学、心理学、教育学分野の研究と、エリートスポーツ選手達の医学的チェックに関するサービスが含まれ、⑥には、行

